

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 4 年 11 月 30 日

気象研究所長 松村 崇行

1 当該招請の主旨

本業務は気象研究所が実施する「統合粒子モデル開発による水物質を介した気象変化と環境汚染の相乗効果の解明」において、液相化学反応モデルのボックスモデルを構築するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、項 4 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお項 4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 液相化学反応ボックスモデル構築業務

(2) 業務内容 「統合粒子モデル開発による水物質を介した気象変化と環境汚染の相乗効果の解明」において、遷移金属や有機エアロゾルによる酸化還元反応による液相内のラジカル反応と液相内の還元物質による酸化反応を組み込んだ液相化学のボックスモデルを構築し、ベンチマーク試験を実施して性能評価を行う。

(3) 履行期限 令和 5 年 3 月 15 日

3 業務目的

将来的に気象庁領域気象化学モデル NHM-Chem に実装するための液相化学反応ボックスモデルを構築する。現在 NHM-Chem に実装されている液相化学反応モデルである RADM2 モデルや、オープンソースであるカーネギーメロン大学 CMU の液相化学反応スキームを参考にして、NHM-Chem のソースコードとの調和性を確保しながら開発を行うことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和 4・5・6 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① NHM-Chem などの 3 次元領域気象化学モデル（化学輸送モデル）の開発・検証の実績を有すること。
- ② 大学の教養課程における化学分野（物理化学・有機化学）、地球物理学分野、大気環境科学分野の科目を履修していたか、相応の知識を有すること（大卒程度）。
- ③ Linux サーバを使って、Fortran、シェルスクリプト等を用いた高度なプログラミング技術の抱負な経験を有し、操作技術の指導の必要がないこと。

(3) 中立性・公平性に関する要件

開発するモデルが、気象業務の基盤技術確立を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

- ① 同種の 3 次元領域気象化学モデル、液相化学反応ボックスモデルの開発を行うために必要な業務執行体制が整っていること。
- ② 本業務の執行にあたって、当研究所の研究業務等に支障を与えないこと。
- ③ 知的財産権法ほか、その他関係する法令に従うこと。

(6) 業務実績に関する要件

同種の 3 次元領域気象化学モデルに実装される液相化学反応ボックスモデルの開発・改良を行った実績があり、資料等によりその実績を証明できること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

- ① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所総務部会計課調査官 高尾 茂

電話 029-853-8560

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所全球大気海洋研究部第三研究室 梶野 瑞王

電話 029-853-8623

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年11月30日から令和4年12月20日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年12月21日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとした審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 関連情報を入手するための窓口照会 5（1）に同じ。
- ③ 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- ④ 4（1）②に掲げる一般競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- ⑤ 詳細は説明書による。